

電子帳簿保存・スキャナ保存は任意、電子取引データ保存は対応を！

電子帳簿保存法学習会に20名が参加

春日井民商だより

6月1日(木)レディ

ヤンかすがいで、なごや經理の西村匡史税理士をお招きして、電子帳簿保存法の学習会が開催されました。

電子帳簿保存法は正式名称『電子計算機を利用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律』

とい、もともとは一九九八年に創設されたが、多くの作業で対応が間に合わず二〇二二年一月に改正実施されることになったが、これも「宥恕」され、二〇二四年一月からの実施になっています。

電子帳簿保存法には①電子帳簿保存法②スキャナ保存③電子取引に係るデータ保存制度の3つの柱があり、1つずつ説明がされました。

①の電子帳簿保存法と②のスキャナ保存は希望者のみですが、メールなどで請求書のやり取りをすることがある場合、電子取引データ保存への対応が必要となつて来ます。

西村税理士はデータの保存は、月別・相手別等できるだけ細分化したフォルダを作り、必ず日付が分かるようにして名前を付けてUSB等に保存することを推



奨!

もし、税務調査で税務署職員が「データを見せてください」と言ってきたら、パソコンから見せるのではなく、そのUSBのデータを開いて見せるようにするなど、具体的な話もありました。

また、改ざん防止のための措置としては、『改ざん防止のための事務処理規定』(ひな形は国税庁HPにあります)を作っておけば「タイムスタンプ」(費用が発生します)などがなくなるといふ説明もありました。

参加者からは、「取引会社とメールでやり取りしてるけど、なにを保存したらいいのか?」「インターネットバンキングをスマホでしているが、パソコンに移し方が分からない。スマホで保存してはダメなのか?」「データで残すならこれまでの紙の物は廃棄してもいい?」など質問の声もあがりました。

電子帳簿保存法という名前だけ聞くと大変なように感じます

電子帳簿保存法という名前だけ聞くと大変なように感じます



春日井市ことぶき町一八三
FAX 八八一一一四八二一
FAX 八一一九七五六



が、学習会がおわり、参加した皆さんは、思ったほど労力を使う必要がないと分かり、安心して家に帰りました。

増税 もう 6.14水

無理!! STOP! 全国 撲

愛知会場 労働会館 (金山) 18時~20時

倉敷民商弾圧事件 第一回公判に向け

六月十八日(日) 午後2時から

会場 労働会館

倉敷民商弾圧事件の禰屋町子さんに対する差戻裁判が七月四日(火)に始まる見込みです。第1回公判に向け右記の集会が計画されています。禰屋さん本人の訴えと則武弁護士の方針報告が行われます。多数ご参加下さい。

毎年好評の小豆島ソーメン 入荷しました 1.8キロ入り 2,500円

(仕入代金が大幅に上がったためやむを得ず値上げいたしました)